

奈良県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 一般県道

二 路線名 大和郡山広陵線

三 道路の区域

1 0 8				路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
後	前	後	前	大和郡山市額田部北町 四番四先から 大和郡山市額田部北町 九七五番一六先まで	大和郡山市額田部北町 一〇一八番一先から 大和郡山市西町一七二 番五先まで	後	一五・四 ） 六・二	二五二・〇	
						前	四三・五 ） 三・四	二四四・二	
						後	一六・〇 ） 七・一	二六二・〇	
						前	五・五 ） 〇	二二八・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始日時

平成二十四年七月四日午前十一時